

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成27年9月3日(2015.9.3)

【公開番号】特開2014-19196(P2014-19196A)

【公開日】平成26年2月3日(2014.2.3)

【年通号数】公開・登録公報2014-006

【出願番号】特願2012-156854(P2012-156854)

【国際特許分類】

B 6 0 R 21/217 (2011.01)

B 6 0 R 21/201 (2011.01)

【F I】

B 6 0 R 21/217

B 6 0 R 21/20 2 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月13日(2015.7.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

割開き可能なリッドを有するエアバッグ組込パネルに組込まれるエアバッグ装置であって、

前記リッドの内側に配設され、ガスを発生可能なインフレーターと、

前記リッドと前記インフレーターとの間に配設可能な状態に折畳まれ、前記インフレーターから導入されるガスによって袋状に膨張展開可能なエアバッグと、

方形状の第1シート部分と、前記第1シート部分の4方縁部より延出する4つの方形状の第2シート部分と、前記各第2シート部分の間に設けられた4つの第3シート部分とを含み、前記4つの前記第2シート部分が前記第1シート部分から立上って前記インフレーターと前記リッドとの間で折畳まれた前記エアバッグ及び膨張展開中のエアバッグを囲うことが可能な周壁部を形成するように、前記各第3シート部分が前記4つの前記第2シート部分のうちのいずれかに接合部を介して接合され、前記接合部が前記第2シート部分の側縁部に対して交差する方向に沿って形成された部分を含む、アウターバッグと、

を備えるエアバッグ装置。

【請求項2】

請求項1記載のエアバッグ装置であって、

前記接合部は、前記各第3シート部分が前記4つの前記第2シート部分のうちのいずれかに前記第2シート部分の先端側縁部に沿ったラインで接合された部分を含む、エアバッグ装置。

【請求項3】

請求項1又は請求項2記載のエアバッグ装置であって、

前記第1シート部分と、前記4つの前記第2シート部分とは、一方側が開口する直方体箱状をなすように折られている、エアバッグ装置。

【請求項4】

請求項1～請求項3のいずれか1つに記載のエアバッグ装置であって、

前記4つの前記第2シート部分の側縁部同士は接合されず、前記各第3シート部分が前記4つの前記第2シート部分のいずれかに接合されることで、前記4つの前記第2シート

部分が周壁部をなすように維持されている、エアバッグ装置。

【請求項 5】

請求項 1～請求項 4 のいずれか 1 つに記載のエアバッグ装置であって、

前記 4 つの前記第 3 シート部分のうち隣合う 2 つの前記第 3 シート部分が、共通する前記接合部で、前記 4 つの前記第 2 シート部分のいずれかに接合されている、エアバッグ装置。

【請求項 6】

請求項 1～請求項 5 のいずれか 1 つに記載のエアバッグ装置であって、

前記アウターバッグの前記周壁部の一部が、膨張展開中の前記エアバッグと、前記リッドの外周側に立設されたリッド側周壁部との間に挟込み可能に配設されている、エアバッグ装置。

【請求項 7】

請求項 1～請求項 6 のいずれか 1 つに記載のエアバッグ装置であって、

前記第 1 シート部分にインフレーター取付孔が形成され、前記インフレーターが前記インフレーター取付孔の周縁部に取付けられている、エアバッグ装置。

【請求項 8】

請求項 7 記載のエアバッグ装置であって、

前記 4 つの前記第 2 シート部分のうち少なくとも 1 つの外側端部に、膨張展開中の前記エアバッグと前記エアバッグ組込パネルのうち前記リッドの外周側外面との間に挟込み可能な延設部が設けられている、エアバッグ装置。

【請求項 9】

請求項 7 又は請求項 8 記載のエアバッグ装置であって、

前記 4 つの前記第 2 シート部分のうち少なくとも 1 つの先端部に、天井部が設けられると共に、前記天井部からさらに延出するように延出部が設けられ、

前記天井部に前記エアバッグの膨張展開時に破断可能な破断部が形成され、

前記天井部が折畳まれた前記エアバッグを覆った状態で、前記延出部の先端部が前記インフレーターに取付固定されている、エアバッグ装置。

【請求項 10】

請求項 7～請求項 9 のいずれか 1 つに記載のエアバッグ装置であって、

前記アウターバッグが前記エアバッグに取付けられている、エアバッグ装置。

【請求項 11】

請求項 10 記載のエアバッグ装置であって、

前記第 1 シート部分が前記エアバッグに取付けられている、エアバッグ装置。

【請求項 12】

請求項 11 記載のエアバッグ装置であって、

前記インフレーター取付孔を囲む円状の接合部分を介して、前記アウターバッグが前記エアバッグに取付けられている、エアバッグ装置。

【請求項 13】

請求項 11 記載のエアバッグ装置であって、

前記第 1 シート部分周りの 4 つの辺に沿った方形状の接合部分を介して、前記アウターバッグが前記エアバッグに取付けられている、エアバッグ装置。

【請求項 14】

請求項 1～請求項 6 のいずれか 1 つに記載のエアバッグ装置であって、

前記第 1 シート部分に、エアバッグの膨張展開により破断可能な破断部が形成され、

前記 4 つの前記第 2 シート部分のうち少なくとも 1 つの先端部に、インフレーター取付用シート部が設けられ、

前記インフレーター取付用シート部が前記インフレーターに取付けられている、エアバッグ装置。

【請求項 15】

請求項 14 記載のエアバッグ装置であって、

前記アウターバッグが前記エアバッグに取付けられている、エアバッグ装置。

【請求項 16】

請求項 15 記載のエアバッグ装置であって、

前記インフレーター取付用シート部が前記エアバッグに取付けられている、エアバッグ装置。

【請求項 17】

請求項 1 ~ 請求項 16 のいずれか 1 つに記載のエアバッグ装置であって、

前記アウターバッグの内側で折畳まれた前記エアバッグを覆い、前記エアバッグの膨張展開時に破断可能な補助ラップ部材をさらに備える、エアバッグ装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記課題を解決するため、第 1 の態様は、割開き可能なリッドを有するエアバッグ組込パネルに組込まれるエアバッグ装置であって、前記リッドの内側に配設され、ガスを発生可能なインフレーターと、前記リッドと前記インフレーターとの間に配設可能な状態に折畳まれ、前記インフレーターから導入されるガスによって袋状に膨張展開可能なエアバッグと、方形状の第 1 シート部分と、前記第 1 シート部分の 4 方縁部より延出する 4 つの方形状の第 2 シート部分と、前記各第 2 シート部分の間に設けられた 4 つの第 3 シート部分とを含み、前記 4 つの前記第 2 シート部分が前記第 1 シート部分から立上って前記インフレーターと前記リッドとの間で折畳まれた前記エアバッグ及び膨張展開中のエアバッグを囲うことが可能な周壁部を形成するように、前記各第 3 シート部分が前記 4 つの前記第 2 シート部分のうちのいずれかに接合部を介して接合され、前記接合部が前記第 2 シート部分の側縁部に対して交差する方向に沿って形成された部分を含む、アウターバッグと、を備える。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

第 8 の態様は、第 7 の態様に係るエアバッグ装置であって、前記 4 つの前記第 2 シート部分のうちの少なくとも 1 つの外側端部に、膨張展開中の前記エアバッグと前記エアバッグ組込パネルのうち前記リッドの外周側外面との間に挟込み可能な延設部が設けられている。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

第 1 の態様に係るエアバッグ装置によると、前記 4 つの前記第 2 シート部分が前記第 1 シート部分から立上って前記インフレーターと前記リッドとの間で折畳まれた前記エアバッグ及び膨張展開中のエアバッグを囲うことが可能な周壁部を形成するように、前記各第 3 シート部分が前記 4 つの前記第 2 シート部分のいずれかに前記第 2 シート部分の側縁部に対して接合部を介して接合され、前記接合部が前記第 2 シート部分の側縁部に対して交差する方向に沿って形成された部分を含んでいる。このため、膨張展開しようとするエアバッグが、アウターバッグを広げようとする力を、接合部のうち第 2 シート部分の側縁部

に対して交差する方向に沿って形成された部分で広く受止めることができ、接合部全体を破断するような力が作用することを抑制することができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

第8の態様によると、エアバッグの膨張展開時に、アウトターバッグ側周壁部の先端部に設けられた延設部が膨張展開中の前記エアバッグと前記エアバッグ組込パネルのうち前記リッドを割開いた後の開口外側周縁部との間に挟込まれるため、アウトターバッグ側周壁部が膨張展開中の前記エアバッグを覆う状態をより確実に維持できる。これにより、リッド側周壁部とインフレーターとの間で、エアバッグがラジアル方向に広がることをより確実に抑制することができる。

【手続補正6】

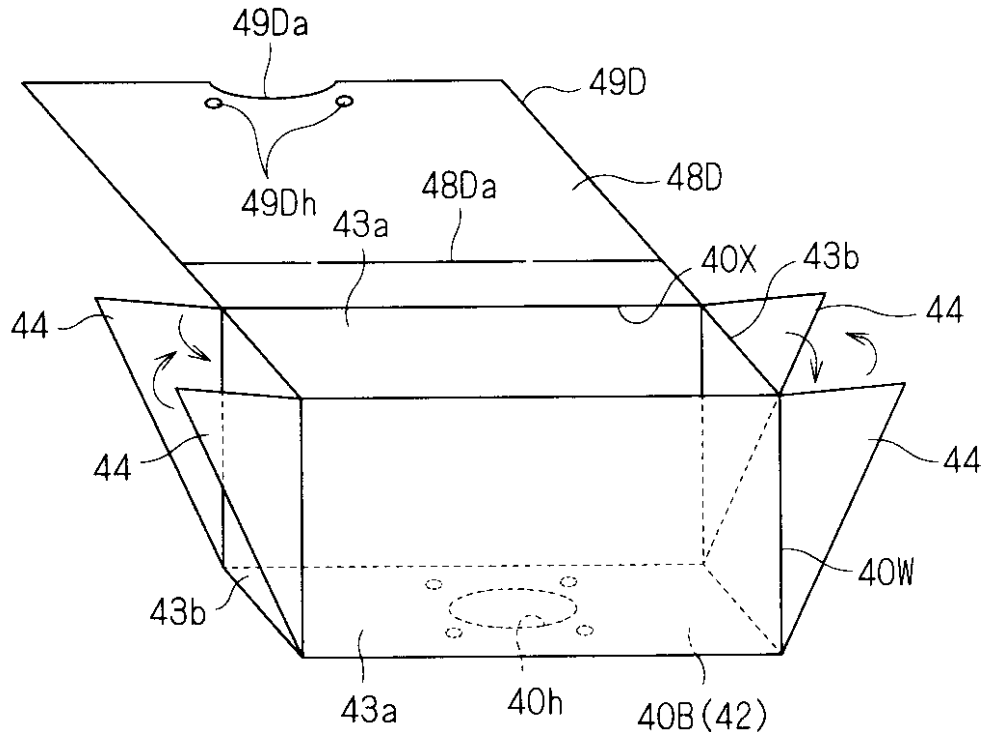
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図26

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図26】



【手続補正7】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図27

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 図 2 7 】

